

2012年11月27日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

〒100-0005
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
D I A Mアセットマネジメント杉
代表取締役社長 中島 敬雄

(連絡先)

〒100-0005
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビルディング5F
D I A Mアセットマネジメント株式会社
企画調整グループ
ジェネラルマネジャー 柳原 秀敏
TEL 03-3287-1713 / FAX 03-3287-1601

2012年10月30日付申入書について、下記の通りご回答致しますので宜しくお願い申し上げます。

記

<基本的な考え方>

通貨選択型投資信託は外貨建資産を組入れる一方、この資産が持つ為替リスクを為替予約取引等を活用して別の通貨リスクに転換することで、両通貨の短期金利差を享受すること等を目的に設計されたファンドです。そしてこの転換先の通貨については、お客様が自由に選択することができる点が同商品の特長となっております。

このため通貨選択型投資信託においては、円から投資するお客様にとって、転換先通貨が円以外の場合、その対円為替変動リスクは非常に重要なリスクとなります。

当社では、この為替ヘッジについてお客様の誤解を招かないよう、交付目論見書および販売用資料等にて詳細に説明しております。この具体的内容等につきましては2012年5月30日付回答書（以下、前回回答書といいます）にてご説明したとおりです。

貴団体の2012年10月30日付申入書では、当社「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ(但し、円コース、米ドルコース除く)」(以下、当ファンドといいます)の交付目論見書本文における「為替ヘッジ等」について、景品表示法上の問題、属性区分との関係、当社他商品との整合性、業界における多義的な使用法などが指摘されております。

これに対し当社では、円から投資するお客様にとってなによりも重要な内容は当ファンドの為替リスクに起因する経済効果であるとの考え方に立ち、交付目論見書にはできるだけお客様が理解しやすい表現を用いてこの経済効果を説明することに努めております。前回回答書にてご説明いたしましたとおり現在の交付目論見書記載内容でも、貴団体の主張されるような投資家の誤解は避けられるものと考えております。

交付目論見書の主な部分だけでも具体的には以下の記載があります。

▶ P1 ファンドの特色

ファンドの特色2. 各コース（＜円コース＞を除く）の基準価額は、各コースの対象通貨の対円為替変動の影響を受けます。

▶ P3 通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明 収益源の要素③

- ・ 上図⑧部分とは異なり、上図⑨部分については為替ヘッジを行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・ 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

▶ P6 基準価額の変動要因 為替リスク

- ・ くわえて各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。この場合、各コースの対象通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

以上より、当ファンドへのご投資を検討されるお客様が“為替ヘッジ”の用語のみをもって、当ファンドが為替変動リスクにさらされていないものと誤解するとは考えにくく、これが景品表示法10条1号でいう、実際のもの「より著しく優良であると誤認される表示」とまではいえないものと考えております。

<今後の対応について>

当社では交付目論見書をお客様にとってわかりやすく、読みやすい内容にしていく努力を常に行ってまいりました。前回回答書でも申しあげたとおり、当ファンドの交付目論見書につきましても2012年7月4日に改定し、当ファンドにおける「為替ヘッジ」の定義を新たに記載いたしました。今般の貴団体ご指摘の趣旨を尊重し、当社では改めて当ファンドの交付目論見書記載内容を検討いたしました。この結果、お客様にとってのわかりやすさ、読みやすさの観点から当ファンドにおける「為替ヘッジ」等の記載を「為替取引」等の用語に変更することと致しました。

投資信託協会でも現在「交付目論見書の作成に関する規則」、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」等を改正する方向で議論が行なわれておりますが、当社方針はこの方向にも沿ったものといえます。通貨選択型投資信託に関する業界全体の用語が統一される方向の中で、当社のみが従来の用語を使用し続けることはお客様にとって却ってわかりにくいものとなることを考慮した結果でもあります。

今次変更は2013年1月4日に関東財務局に提出する有価証券報告書及び訂正有価証券届出書に伴い、同日より使用される交付目論見書に対して行なうことといたします。

以上